

問Ⅱ - 7 - ④（社員総会における議決権の代理行使、書面による議決権の行使）
社員総会において社員が議決権の代理行使や書面による議決権の行使を
することができない旨を定款で定めることはできますか。

答

1 一般社団・財団法人法において、社員総会における社員の議決権は、代理人によって行使することができることとされています（一般社団・財団法人法第50条第1項）。

したがって、社員が代理人による議決権の行使をすることができない旨の定款の定めは無効となります。

2 また、社員総会において書面によって議決権を行使できることとするかについては、理事会（理事会を設置していない社団法人の場合は理事、また、社員が社員総会を招集する場合は当該社員）が、社員総会を招集するときに定めることとされています（電磁的方法による議決権の行使も同様、一般社団・財団法人法第38条、第51条）。

したがって、例えば、社員総会において社員が書面により議決権を行使することが一切できない旨を定款で定めることは、書面による議決権の行使の可否について理事会等において定めることとしている一般社団・財団法人法の規定との関係において疑義を生じる可能性があります。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第38条 理事（前条第二項の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては、当該社員。次条から第四十二条までにおいて同じ。）は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 （略）

三 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 （略）

2 理事会設置一般社団法人においては、前条第二項の規定により社員が社員総会を招集するときを除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

一般社団・財団法人法第 50 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法人に提出しなければならない。

2～7 (略)

一般社団・財団法人法第 51 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。

2～5 (略)